

# 生活圏をひろげる

## 福祉タクシー券の交付

- 助成内容** 生活圏の拡大及び生活の利便のために、福祉タクシー券を交付します。
- 対 象** 福祉タクシー券を申請のあった月からお渡しします。
- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢障害 1～4 級、体幹機能障害 1～3 級、視覚障害 1・2 級、内部機能障害 1～3 級の方
- ②愛の手帳 1・2 度の方
- ※自動車燃料費助成を受けている方、施設に入所されている方及び3か月以上入院している方、生活保護を受けてい

- る方は対象になりません。
- 利用方法** 福祉タクシー券の利用できるタクシーは、乗車の際、タクシーの方にご確認ください。
- 窓 口** (→43ページ)
- 身体障害者支援第一グループ  
身体障害者支援第二グループ  
知的障害者支援グループ  
児童・障害児支援グループ（18歳未満）  
東部障害支援センター  
西部障害支援センター

## 自動車燃料費助成

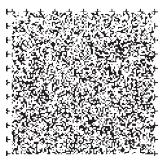
- 内 容** 心身障害者(児)のために使用する自動車、軽自動車の燃料費を助成します。
- 対 象** 次の①または②に該当し、かつ③の要件を満たす方
- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢機能障害 1～4 級、体幹機能障害 1～3 級、視覚障害 1～2 級、内部障害 1～3 級の方
- ②愛の手帳 1・2 度の方
- ③本人または本人のために車両を所有し、区内在住、本人と同一の生計を営み、自動車税又は軽自動車税の減免を受け

- ている方(→113ページ)
- ※福祉タクシー券を選択した方、施設に入所している方、3か月以上入院している方、生活保護を受けている方は対象になりません。
- 窓 口** (→43ページ)
- 身体障害者支援第一グループ  
身体障害者支援第二グループ  
知的障害者支援グループ  
児童・障害児支援グループ（18歳未満）  
東部障害支援センター  
西部障害支援センター

## 自動車運転教習費の助成

- 助成内容** 教習所入所料、技能・学科教習料、教材費のうち、前年の所得に応じて、最高164,800円まで助成します。
- 対 象** 18歳以上の障害者の方で次の要件に該当する方
- ①運転免許証の交付を受けた方
- ②身体障害者手帳 3 級以上の方（内部障害を除く）、内部障害については 4 級

- 以上の歩行困難な方、下肢・体幹機能障害については 4 級または 5 級で歩行困難な方及び愛の手帳 4 度の方
- ③豊島区内に 3 ヶ月以上引き続いて住んでいる方
- ④本人の前年の所得税の税額が40万円以下であること
- 窓 口** (→43ページ)
- 身体障害者支援第一グループ  
身体障害者支援第二グループ  
東部障害支援センター  
西部障害支援センター



## 重度身体障害者用自動車改造費の助成

<p><b>助成内容</b> 操向装置、駆動装置の改造費用を、前年の所得に応じて、最高133,900円まで助成します。 ※改造する前に申請してください。</p> <p><b>対 象</b> 18歳以上の身体障害者の方で次の要件に該当する方 ①身体障害者手帳をお持ちの方で上・下肢機能障害1～3級又は、体幹機能障害1・2級の方</p>	<p>②就労などのために障害者本人が所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方</p> <p>③所得が特別障害者手当の所得制限限度額以下の方 (→43ページ)</p> <p>身体障害者支援第一・第二グループ 東部障害支援センター 西部障害支援センター</p>
<b>窓 口</b>	

## 車いすの貸出（区の制度）

<p><b>内 容</b> 車いすを貸出します（原則3ヶ月以内）。</p> <p><b>対 象</b> 身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方または難病の方で歩行が困難なため、一時的に通院等で車いすが必要な方</p> <p><b>費 用</b> 無料（ただし、運搬は借受人が行う）</p>	<p><b>窓 口</b> (→43ページ) 身体障害者支援第一・第二グループ 精神障害者福祉グループ 東部障害支援センター 西部障害支援センター</p>
--	---

## 車いすの貸出（豊島区民社会福祉協議会）

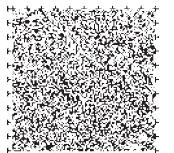
<p><b>内 容</b> 車いすを貸出します（原則1ヶ月以内）。</p> <p><b>対 象</b> ①歩行が困難なため、一時的に通院等で車いすが必要な方 ②講習会等で使用する団体</p>	<p><b>費 用</b> 無料（ただし、運搬は借受人が行う）</p> <p><b>窓 口</b> 豊島区民社会福祉協議会 豊島ボランティアセンター ☎(3984)9375 FAX(3981)2946</p>
---	--

## 車いすの貸出（都の制度）

<p><b>内 容</b> 車いす（大人用）を貸出します（原則3ヶ月以内）。</p> <p><b>対 象</b> 都内在住の心身障害者（児）又はその関係団体などが福祉の増進を目的として使用するとき</p> <p><b>費 用</b> 無料（ただし、運搬は借受人が行う）</p>	<p><b>窓 口</b> 東京都心身障害者福祉センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階 ☎(3235)2961 FAX(3235)2959</p>
--	---

## 補助犬の給付

<p><b>種 類</b> ・盲導犬…視覚障害1級の方 ・介助犬…肢体不自由1・2級の方 ・聴導犬…聴覚障害2級の方</p> <p><b>対 象</b> ①都内におおむね1年以上居住する満18歳以上の在宅の上記身体障害者 ②世帯全体にかかる所得税額の月平均が77,000円未満 ③居住している家屋の所有者・管理者の承諾を得られること ④所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること</p>	<p>⑤社会活動への参加に効果があると認められること</p> <p><b>費 用</b> 無料（ただし、飼育・管理・治療等に係る一切の経費は本人負担）</p> <p><b>窓 口</b> (→43ページ) 身体障害者支援第一グループ 身体障害者支援第二グループ</p>
---	--



## 福祉有償運送（車いす利用者等への運送サービス）

**内 容** 障害や高齢で車いす等を利用しなければ  
外出困難な方やバスやタクシー等の利用  
が困難な方に福祉車両等を使って移送す  
るサービスです。

**対 象** ①身体障害者手帳をお持ちの方  
②介護保険の要介護、要支援の認定を受  
けている方

**費 用  
利用方法**

③その他の肢体不自由、内部障害、知的  
障害、精神障害等の障害がある方  
有料（会員制）  
利用時間、申し込み方法、料金などは各  
団体により異なります。  
詳しくは各団体にお問い合わせください。

団体名（名称）	所在地	電話番号	FAX
社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 （ハンディキャブ）	〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2	(5396)4954	(3981)2946
社会福祉法人 地球郷 （システム・レッツゴー）	〒171-0052 豊島区南長崎6-19-5 ゆきわりそう1F	(3950)2002	(3950)3841

## 視覚障害者外出支援事業（音声道案内）

**内 容** 視覚障害者の方、地図を理解することが  
難しい方に、駅から区立施設等までの道  
を音声で案内します。

<認定NPO法人ことばの道案内「ウォーキングナビ」>

<https://www.walkingnavi.com/>

また、東池袋駅、豊島区役所、中央図書館間は「shikAI」アプリを利用した音声案内を行っています。

**対 象** 視覚障害者、視力低下により地図や画像

**費 用  
利用方法**

等を理解することが困難な方  
無料  
音声ソフトの入ったパソコンや、音声機能付き携帯電話等を使って、道案内情報を聞くことができます。  
詳しい利用方法は区ホームページをご確認ください。

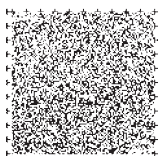
**窓 口**

障害福祉課 管理・政策推進グループ  
☎(3981)1766 FAX(3981)4303  
E-mail A0015600@city.toshima.lg.jp

## その他

- 手話通訳者派遣(→83ページ)
- 交通機関の割引など(→120~122ページ)

- 駐車禁止規制の対象除外(→123ページ)



# 点字・テープなど

## 視覚障害者

### 点字版区議会だより・声の区議会だより(テープ版)

区議会の活動などをお知らせするため、年4回発行しています。希望する方に配付しますので、お申し込みください。

窓口 区議会事務局  
☎(3981)1453 FAX(3981)3975

### 点字広報・声の広報(テープ版・デジCD版)

豊島区のお知らせや行事などをご案内するため、月3回発行しています。区内在住の視覚障害者で希望する方に郵送しますので、お申し込みください。また、区ホームページでは、音声ファイ

ル(MP3)、テキストファイルでもご案内しています。  
窓口 広報課 広報グループ  
☎(4566)2532 FAX(3981)1375  
Eメール A0010509@city.toshima.lg.jp

### 点字版としま生活ガイド

豊島区の様々なサービスをまとめた冊子の点字版を発行しています。区内在住の視覚障害者で希望する方に配付しますので、お申し込みください。

窓口 広報課 広報グループ  
☎(4566)2532 FAX(3981)1375  
Eメール A0010509@city.toshima.lg.jp

### 障害者福祉のしおり(点字版・デジ版)

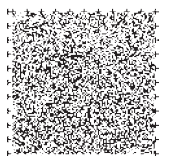
障害者に関する事業・制度を紹介する冊子の点字版・デジ版を配布していますので、お申し込みください。

窓口 障害福祉課 管理・政策推進グループ  
☎(3981)1766 FAX(3981)4303  
Eメール A0015600@city.toshima.lg.jp

### 広報東京都・都議会だより(点字版・テープ版・デジ版)

毎月1回発行の「広報東京都」、年4回発行される「都議会だより」の点字版・音声版(テープ・デジ)を郵送しますので、お申し込みください。また、東京都公式ホームページの「WEB広報東京都」のページ、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも、音声を聞くことができます。  
〈WEB広報東京都〉  
<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>  
〈都議会ホームページ〉  
<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

対象 都内在住の視覚障害者で希望する方  
窓口 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
「広報東京都」について  
東京都政策企画局 戦略広報部 戦略広報課  
☎(5388)3093 FAX(5388)1329  
「都議会だより」について  
東京都議会議会局 管理部 広報課  
☎(5320)7126 FAX(5388)1779



## 福祉テレホンサービス

障害者福祉に関する情報をテレホンサービスで提供しています。  
1回5分程度、毎月2回内容をかえています。

窓 口

☎(0120)161624(フリーダイヤル)  
障害福祉課 管理・政策推進グループ  
☎(3981)1766 FAX(3981)4303

## 図書館の視覚障害者等サービス(豊島区立図書館)

### 点字図書館(ひかり文庫)

- ①図書等の貸出し  
点字図書、録音図書、さわる絵本、CD(さくら文庫扱)を郵送で貸出します。
- ②対面朗読  
読みたい図書や雑誌等を図書館で音訳奉仕者が朗読します。※予約が必要です。
- ③点字指導  
途中で失明された方等に点字指導員が指導します。※予約が必要です。
- ④プライベートサービス  
利用者の方が希望する図書・資料の点訳・音訳・拡大写本を行います。  
※詳細についてはご相談ください。

利用方法

費用

利用時間  
休館日

所在地

⑤パソコン(音声読み上げソフト付)等の利用 ※予約が必要です。  
利用者登録が必要です(電話でも申し込み可)。  
無料(ただし、プライベートサービスの原本、点字用紙、テープ等は自己負担)  
午前10時～午後6時  
第2月曜日、第4金曜日、年末年始、特別整理期間  
◎区立中央図書館 点字図書館(ひかり文庫)  
東池袋4-5-2 ライズアリーナビル5階  
☎・FAX(3983)7864  
ホームページ  
<https://www.library.toshima.tokyo.jp/>

## 図書館の視覚障害者等サービス(都立中央図書館)

- 内 容 ①当館所蔵の録音資料、点字資料の貸出  
当館に所蔵がない場合は、他の図書館から借受けて貸出  
②録音資料、点字資料の製作  
③対面音訳 ※予約が必要です。  
④視覚障害者等用パソコン、音声読書器・拡大読書器の利用
- 対 象 都内在住、在勤、在学で通常の方法での読書が困難で、当館の「利用登録確認リスト」に1項目でも該当のある方
- 利用方法 事前に登録が必要です。

費用  
窓 口

無料(ただし、視覚障害者以外は送料自己負担)  
都立中央図書館 視覚障害者サービス室  
〒106-8575 港区南麻布5-7-13  
☎(3442)8451(代表)  
休館日、閉館時間等の詳細は、ホームページでご確認ください。  
都立中央図書館ホームページ  
<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/>  
視覚障害者サービス室  
[https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/guide/central\\_library/floor\\_map/3f/braille/](https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/guide/central_library/floor_map/3f/braille/)

## その他の点字図書館

- 利用時間、サービス等はそれぞれお問い合わせください。
- 所在地 ◎日本点字図書館  
〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4  
☎(3209)0241 FAX(3204)5641  
◎(福)東京ヘレン・ケラー協会  
点字図書館

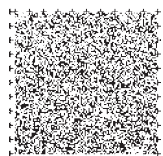
〒169-0072 新宿区大久保3-14-20  
☎(3200)0987  
◎日本視覚障害者団体連合(旧日本盲人会連合)点字図書館  
〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2  
☎(3200)6160 FAX(3200)7755

## 点字即時情報ネットワーク

- 内 容 ①新聞等から記事を点字化し毎週月～金曜日に閲覧又は配布します(メール版も有ります)。  
②電話ナビゲーションシステムにより、①の情報を自動で音声により提供します。

対 象  
窓 口

都内在住の視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方  
東京都盲人福祉協会  
〒169-0075 新宿高田馬場1-9-23  
☎(3208)9001 FAX(3208)9005  
☎(0570)021802(電話ナビゲーションサービス専用)  
ホームページ  
<http://www.normanet.ne.jp/~tomou/>  
Eメール [info@tomoukyo.or.jp](mailto:info@tomoukyo.or.jp)



8 点字・テープなど

## 視覚障害者用図書・雑誌の製作と貸出・配信

<p><b>内 容</b></p> <p>①点字図書製作と貸出・配信 ②録音図書製作と貸出・配信 ③ご希望の図書の点訳・提供 ④ご希望の図書の朗読・提供 ⑤専門図書や資料の対面朗読</p> <p><b>対 象</b></p> <p>①視覚障害者等 ②視覚障害者施設又は関係機関</p>	<p><b>費 用</b></p> <p>無料(ただし、③～⑤の原本、点字用紙、製本、CD-R等は自己負担)内容③・④は都内在勤・在住・在学のみ</p> <p><b>窓 口</b></p> <p>日本点字図書館 〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 ☎(3209)0241 FAX(3204)5641</p>
--	---

## 視覚障害者用図書レファレンスサービス

<p><b>内 容</b></p> <p>①視覚障害者用図書に関する情報提供 ②視覚障害者関係の施設・団体の紹介</p> <p><b>対 象</b></p> <p>視覚障害者</p> <p><b>費 用</b></p> <p>無料</p>	<p><b>窓 口</b></p> <p>日本点字図書館 〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 ☎(3209)0241 FAX(3209)2431 Eメール reference@nittento.or.jp (送信・受信ともファイルの添付はできません。)</p>
---	--

## 点字録音刊行物作成配布

<p><b>内 容</b></p> <p>原則として都刊行物情報を選定し、毎月1点、点字またはテープ・デイジーで配布します。</p> <p><b>対 象</b></p> <p>18歳以上の都内在住の視覚障害者で身体障害者手帳をお持ちの方</p>	<p><b>費 用</b></p> <p>無料</p> <p><b>窓 口</b></p> <p>東京都盲人福祉協会 〒169-0075 新宿区高田馬場1-9-23 ☎(3208)9001 FAX(3208)9005</p>
--	--

## 視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

<p><b>内 容</b></p> <p>図書館等で扱わない日常生活上の文書(営利に関するものを除く)の点訳、墨訳又は対面朗読、FAXによる電話朗読サービス</p> <p><b>対 象</b></p> <p>都内在住、在勤で身体障害者手帳をお持ちの視覚障害者</p>	<p><b>費 用</b></p> <p>無料(ただし、対面朗読、FAXによる電話代等は自己負担)</p> <p><b>窓 口</b></p> <p>東京都障害者福祉会館 〒108-0014 港区芝5-18-2 ☎(3455)6321 FAX(3453)6550</p>
---	---

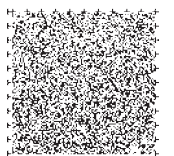
## 視覚障害に関するDVD貸出

<p><b>内 容</b></p> <p>視覚障害者の福祉、リハビリテーション、教育に関するDVDの貸出</p> <p><b>対 象</b></p> <p>個人、施設、学校、社会福祉協議会、ボランティアグループなど</p>	<p><b>費 用</b></p> <p>無料(ただし、輸送料は自己負担)</p> <p><b>窓 口</b></p> <p>(福)日本視覚障害者職能開発センター 〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5 ☎(3341)0900 FAX(3341)0967</p>
---	---

## その他

- 点字図書の給付(→78ページ)
- 補助犬の給付(→87ページ)

- 障害者のための講習会(→105ページ)



# 聴覚障害者

## 聴覚・言語障害者のためのレファレンスサービス

内 容	①都立図書館の利用案内 ②調べたいことや探している資料について、FAXとEメールで質問を受け回答します。	利用方法 窓 口	FAXのみ事前に登録が必要です。 ◎都立中央図書館サービス計画担当 〒106-8575 港区南麻布5-7-13 ☎(3442)8451 FAX(3442)9500 ホームページ <a href="https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/assist/reference/">https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/assist/reference/</a>
対 象	都内在住・在勤・在学の聴覚又は言語障害の方		
費 用	無料		

## 聴覚障害者向け映像ライブラリー

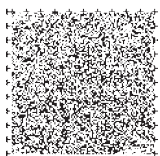
内 容	映画・テレビ番組に、聴覚障害者向け字幕や手話を入れたビデオテープ・DVDを制作し、貸出します(教養・趣味、学習、娯楽など幅広いジャンルを揃えています)。上映会に利用できるものもあります。	費 用	無料(ただし、郵送による経費は自己負担)
対 象	①聴覚障害者(手帳の有無を問わず) ②聴覚障害者関係団体、施設及び学校 ③市区町村の関係機関(聴覚障害に限る) ④手話学習及び聴覚障害福祉に関心がある耳の聞こえる方 ※一部貸出制限あり	期 間 窓 口	2週間(1回につき6本まで) (福)聴力障害者情報文化センター映像ライブラリー係 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 ☎(6833)5004 FAX(6833)5005 Eメール <a href="mailto:video@jyoubun-center.or.jp">video@jyoubun-center.or.jp</a> ホームページ <a href="http://www.jyoubun-center.or.jp/">http://www.jyoubun-center.or.jp/</a>

## 字幕付16ミリ映画フィルムの貸出

内 容	字幕入り16ミリフィルムを貸出します。 ※営利目的の上映会には貸出できません。	窓 口	(福)聴力障害者情報文化センター映像ライブラリー係 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 ☎(6833)5004 FAX(6833)5005 Eメール <a href="mailto:video@jyoubun-center.or.jp">video@jyoubun-center.or.jp</a> ホームページ <a href="http://www.jyoubun-center.or.jp/">http://www.jyoubun-center.or.jp/</a>
対 象	主たる目的が聴覚障害者を対象とした上映会の主催者		
費 用	無料(ただし、送料は自己負担) ※詳細はお問い合わせください。 ※上映には16ミリ映写技師の資格が必要です。		

## コミュニケーション機器等の貸出

対 象	都に在住の聴覚障害者、都に所在地のある聴覚障害者団体	費 用	無料(ただし、搬送料等は自己負担)
貸出機器	①筆記通訳用(OHP・OHC)及びスクリーン、台 ②ヒアリンググループ ③プロジェクター	貸出期間 窓 口	使用日の前後10日以内 東京手話通訳等派遣センター 〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5F ☎(3352)3359 FAX(3354)6868 ホームページ <a href="http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp">http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp</a>

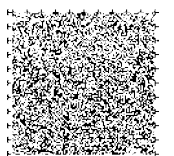


## 聴覚障害に関する図書・資料等の貸出・閲覧

手話、聴覚障害 関係図書等の 閲覧と貸出	聴覚障害（者）に関する図書やろう団体、難聴団体、研究団体等の機関誌等を数多く揃えています。聴覚障害の方をはじめ、手話を学ぶ方、手話通訳士（者）を目指す方、学生など幅広い方々に利用いただけます。一部の図書、ビデオ・DVDを除き、貸出しもできます。		
	利用時間	火・水・木・土曜日 10時～17時 金曜日 10時～19時	貸出期間 2週間以内
窓 □	(福)聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 ☎(6833)5004 FAX(6833)5005 Eメール video@jyoubun-center.or.jp ホームページ http://www.jyoubun-center.or.jp/		

## その他

- 手話通訳者派遣(→83ページ)
- 要約筆記者の派遣(→83ページ)
- 障害者のための講習会(→105ページ)





# 保育・教育・障害児通所支援

## 保育・教育

### 障害児保育事業(保育園)

保護者の就労・疾病・その他の理由により、日中の保育が必要な心身に障害のある乳幼児を、区内認可保育園で受け入れています。

窓 口 保育課 入園グループ  
☎(3981)2140 FAX(3980)5041

### 障害児保育事業(学童クラブ)

保護者の就労等の理由により、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない心身に障害のある小学生児童を、審査により学童集団での保育が適切と認められた場合に、学童クラブで受け入れています。  
\*スクール・スキップサポーター制度  
平成30年4月から、特別な支援を要する児童に対して、学校における教育活動から放課後にわたる切れ目のない支援を

行うスクール・スキップサポーターを配置しています。午前は、学校で学習面や行動面での支援、午後は、子どもスキップにおいて、引き続き友人関係及び遊びに関する支援を行います。  
窓 口 各学童クラブ  
放課後対策課 児童支援グループ  
☎(3981)1058 FAX(3980)5163

### 発達支援事業

内 容 ①相談(専門相談は未就学児対象)  
②児童発達支援事業(未就学児対象)通所指導(親子通所・単独通所・個別指導・指定日通所)(→97ページ)

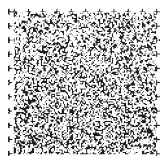
対 象 心身の発達に何らかの問題や障害を持つ0歳~12歳までのお子さんとその家族  
窓 口 西部子ども家庭支援センター  
☎(5966)3131 FAX(5966)3137

	相談内容		相談日
一般相談	発達、療育にかかわる、あらゆる問題についての相談		月~土曜日
専門相談 (予約制) ※未就学児対象	小児科	心身障害の幼児の医療、療育に関する相談	月~金曜日 不定期
	小児精神科	知的発達の障害、情緒障害、自閉的傾向のある乳幼児の養育上の悩みなどの相談	
	言語療法	言葉の遅れ、構音障害などの相談	
	理学療法 作業療法	身体障害をもつ乳幼児の身体機能の訓練等に関する相談	

### 就学相談

成長発達においてご心配な点のあるお子さんの就学や転学等に関するご相談に応じています。特別支援学校や特別支援学級をお考えの方や就学先について悩ま

れている場合は就学相談にご相談ください。  
窓 口 教育センター 教育相談グループ  
☎(3590)6746 FAX(3981)4793



## 特別支援学級設置校・特別支援教室

特別な教育的支援の必要なお子さんのための学習の場として、小・中学校に固定学級、通級指導学級、特別支援教室を設置しています。特別支援教室は、拠点校の専門の教員が巡回して指導を行います。

### 〈特別支援学級(知的固定学級)設置校〉

小学校	学級名	所在地	学校電話
西巢鴨	たけのご学級	西巢鴨 1-27-1	(3918)6345
朋有	竹の子学級	東池袋 4-40-1	(3987)6275
池袋第三	あゆみ学級	西池袋 3-14-3	(3984)8501
長崎	五組	長崎 2-6-3	(3956)8146
要	すずかけ学級	要町 2-3-20	(3956)8151

中学校	学級名	所在地	学校電話
巢鴨北	6組	西巢鴨 3-17-1	(3918)2144
西巢鴨	4組	南大塚 3-18-1	(3986)0661
西池袋	6組	西池袋 4-7-1	(3986)5427

### 〈特別支援学級(自閉症・情緒障害固定学級)設置校〉

小学校	学級名	所在地	学校電話
南池袋	けやき学級	南池袋 3-18-12	(3987)6278
池袋第一	かしわ学級	上池袋 4-28-1	(3916)3435

中学校	学級名	所在地	学校電話
池袋	E組	池袋本町 1-43-1	(3986)5435

### 〈通級指導学級(難聴・言語障害)設置校〉

小学校	学級名	所在地	電話
池袋	ことばときこえの教室	池袋 4-23-8	学校(3986)2858 学級(3983)3645

### 〈特別支援教室 拠点校と巡回校〉

小学校 拠点校	特別支援教室名	巡回校
朝日小学校	ひいらぎ教室	仰高小学校、駒込小学校、清和小学校
南池袋小学校	くわのみ教室	巢鴨小学校、朋有小学校、豊成小学校
目白小学校	あおぞら教室	池袋第三小学校、高南小学校
長崎小学校	ひまわり教室	椎名町小学校、富士見台小学校
千早小学校	あすなろ教室	要小学校、高松小学校、さくら小学校
池袋本町小学校	たんぼぼ教室	池袋第一小学校、池袋小学校、西巢鴨小学校

中学校 拠点校	特別支援教室名	巡回校
巢鴨北中学校	S-room 巢鴨北	駒込中学校、西巢鴨中学校、千登世橋中学校
千川中学校	S-room 千川	池袋中学校、西池袋中学校、明豊中学校

## 特別支援学級(固定学級)まとめ展

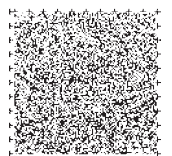
区立小・中学校特別支援学級(固定学級)の児童・生徒が、日頃の学習成果を発表する「まとめ展」を開催しています。

窓 口 教育センター 子どもサポートグループ  
☎(3590)1251 FAX(3981)4793

## 特別支援教育就学奨励費

区立小・中学校の特別支援学級に在籍、通級する児童・生徒又は、障害(学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの)のある児童・生徒を対象に経済状況等に応じて、その就学を支援します。

窓 口 学務課 学事グループ  
☎(3981)1174 FAX(3981)3049



# 特別支援学校

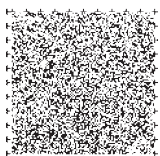
都立の特別支援学校

種別	学校	学部 等		所在地	電話	FAX	
視覚障害	文京盲学校	高(普・専)	寄	文京区後楽 1-7-6	(3811)5714	(3812)3446	
	葛飾盲学校	幼・小・中	寄	葛飾区堀切 7-31-5	(3604)6435	(3602)9096	
	久我山青光学園	幼・小・中	寄	世田谷区北烏山 4-37-1	(3300)6235	(3300)7136	
	八王子盲学校	幼・小・中・高(普・専)	寄	八王子市台町 3-19-22	042(623)3278	042(623)6262	
聴覚障害	大塚ろう学校本校	幼・小		豊島区巣鴨 4-20-8	(3918)3347	(3915)9844	
	江東分教室	幼・小		江東区大島 6-7-3	(3685)9100	(3682)2159	
	城南分教室	幼		大田区東六郷 2-18-19	(5710)3043	(5710)3045	
	永福分教室	幼・小		杉並区永福 1-7-18	(3323)8376	(5376)2139	
	立川学園	幼・小・中・高(普・専)		立川市栄町 1-15-7	042(523)1358	042(523)6421	
	葛飾ろう学校	幼・小・中・高(普・専)		葛飾区西亀有 2-58-1	(3606)0121	(5697)0275	
	中央ろう学校	中・高(普)		杉並区下高井戸 2-22-10	(5301)3034	(5301)3035	
知的障害	高島特別支援学校	小・中		板橋区高島平 3-7-2	(3938)0415	(3938)0420	
	王子特別支援学校	小・中・高(普)		北区十条台 1-8-41	(3909)8778	(3909)8665	
	永福学園	高(就)		杉並区永福 1-7-28	(3323)1380	(3323)1381	
	青峰学園	高(就)		青梅市大門 3-12	0428(32)3811	0428(32)3841	
	南大沢学園	高(就)		八王子市南大沢 5-28	042(675)6075	042(675)8176	
	志村学園	高(就)		板橋区西台 1-41-10	(3931)2323	(3931)3366	
	水元小合学園	高(就)		葛飾区水元 1-24-1	(5699)0141	(5699)0361	
	足立特別支援学校	高(職)		足立区花畑 7-23-15	(3850)6066	(3860)3790	
	港特別支援学校	高(職)		港区港南 3-9-45	(3471)9191	(3471)9195	
	江東特別支援学校	高(職)		江東区東陽 4-11-45	(3615)2341	(3646)5893	
	東久留米特別支援学校	高(職)		東久留米市野火止 2-1-11	042(477)0761	042(477)0764	
	青鳥特別支援学校	高(職)		世田谷区下馬 2-38-23	(3424)2525	(3424)4433	
	令和6年度開設予定						
		練馬特別支援学校	高(職)		練馬区高松 6-17-1	(5393)3524	(5393)3550
		南多摩地区特別支援学校 (仮称)	高(職)		多摩市聖ヶ丘 1-17-1 (開設準備室)	042(374)8110	042(372)9480
肢体不自由	北特別支援学校	小・中・高(普)		北区十条台 1-1-1	(3906)2321	(3909)4795	
病弱	武蔵台学園 府中分教室	小・中		府中市武蔵台 2-8-29 (都立小児総合医療センター)	042(312)8115	042(312)8170	
	光明学園	小・中・高(普)	寄	世田谷区松原 6-38-27	(3323)8421	(3327)8428	
	(そよ風分教室)	小・中・高		世田谷区大蔵 2-10-1 (国立研究開発法人国立 成育医療研究センター)	(5494)1238	(5494)1238	
	小平特別支援学校 (武蔵分教室)	小・中・高		小平市小川東町 4-1-1 (国立精神・神経医療研 究センター病院)	042(344)4537	042(344)4537	
	北特別支援学校 (東大こだま分教室)	小・中・高		文京区本郷 7-3-1 (東京大学医学部附属病院)	(3818)9939	(3818)9939	
	墨東特別支援学校 (いるか分教室)	小・中・高		中央区築地 5-1-1 (国立がんセンター中央病院)	(3547)5226	(3547)5226	

高(普) = 高等部普通科    高(専) = 高等部専攻科    高(就) = 高等部就業技術科  
高(職) = 高等部職能開発科    寄 = 寄宿舎

※光明学園に入学する者は、必ず寄宿舎に入舎しなければなりません。

※幼稚部・高等部への入学希望者は、直接、学校又は東京都特別支援教育推進室へお問い合わせください。



国立・私立の特別支援学校

種別	学校	学部	所在地	電話	
国立	視覚障害	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中 高・専	文京区目白台3-27-6	(3943)5421
	聴覚障害	筑波大学附属 聴覚特別支援学校	幼・小・中 高・専	市川市国府台2-1-1	047(371)4135
	知的障害	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中 高	文京区春日1-5-5	(3813)5569
		東京学芸大学 附属特別支援学校	幼・小・中 高	東久留米市氷川台1-6-1	042(471)5274
	肢体不自由	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根2-1-12	(3958)0184
	重複障害	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	幼・小	横須賀市野比5-1-2	046(848)3444
私立	聴覚障害	日本聾話学校	幼・小・中	町田市野津田町並木1942	042(735)2361
	知的障害	愛育養護学校	幼・小	港区南麻布5-6-8	(3473)8319
		旭出養護学校	幼・小・中・高・専	練馬区東大泉7-12-16	(3922)4134

※国立・私立の学校の申し込みについては、直接学校へお問い合わせください。

窓 口 東京都特別支援教育推進室  
〒162-0817 新宿区赤城元町1-3  
☎(5228)3433 FAX(5228)3459

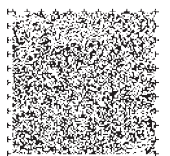
## 障害児通所支援

### 児童発達支援

内 容	通所施設において未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。	費 用	材料費等の実費負担（利用施設により異なる）があります。
対 象	療育の観点から集団療育及び個別療育を行なう必要があると認められる未就学の児童	窓 口	西部子ども家庭支援センター（区内実施施設） 〒171-0044 千早4-6-14 ☎(5966)3131 （→43ページ） 児童・障害児支援グループ

### 医療型児童発達支援

内 容	医療型児童発達センターで、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援、及び治療を提供します。	費 用	材料費等の実費負担（利用施設により異なる）があります。
対 象	上肢、下肢または体幹の機能などに障害があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる児童	窓 口	（→43ページ） 児童・障害児支援グループ



## 放課後等デイサービス

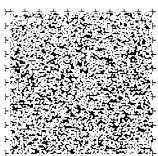
内 容	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。	費 用	一部自己負担（原則として利用したサービスに係る費用の1割と世帯の所得区分による負担上限月額の内いずれか低い方の額）とおやつ代等の実費負担があります。
対 象	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後、又は休業日に支援が必要と認められた児童	窓 口	(→43ページ) 児童・障害児支援グループ

## 保育所等訪問支援

内 容	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。	費 用	一部自己負担（原則として利用したサービスに係る費用の1割と世帯の所得区分による負担上限月額の内いずれか低い方の額）があります。
対 象	保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校・認定こども園等に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた児童	窓 口	(→43ページ) 児童・障害児支援グループ

## 居宅訪問型児童発達支援

内 容	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。	費 用	材料費等の実費負担（利用施設により異なる）があります。
対 象	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童	窓 口	(→43ページ) 児童・障害児支援グループ



# 職業・資金の貸付

## 職業相談・訓練など

### 障害者総合支援法による訓練等給付

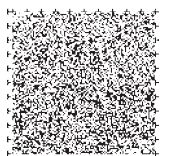
#### 対象と内容

サービス	内容	対象
自立訓練	自立した日常生活を送るために一定期間必要な訓練を行います。生活訓練と機能訓練があります。生活訓練には、通所型の他に宿泊型もあります。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病の方
就労移行支援	一般企業に就職することを目指す方が一定期間知識と能力の向上を図ります。	
就労継続 A 型	一般企業への就職が困難な方に就労の機会を提供し、生活能力の向上を図ります。(雇用契約あり)	
就労継続 B 型	一般企業への就職が困難な方に就労の機会を提供し、生活能力の向上を図ります。(雇用契約なし)	
就労定着支援	就労移行支援などを通じて、一般企業に就職した方が職場との生活面の課題を把握したり、課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	
自立生活援助	施設やグループホームから地域生活に移行した方に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	

費用 原則として、利用したサービスにかかる費用の1割を負担していただきます。ただし、世帯の所得区分により負担額に上限があります。(P36)

### 障害者就労支援

<p><b>内 容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援…就職に関する相談・支援</li> <li>②定着支援…就労継続に関する相談・支援</li> <li>③就労促進支援…実習の機会の提供</li> <li>④ネットワーク事業…関係機関との連携・情報交換</li> </ul>	<p><b>利用時間</b></p> <p>平日午前 8 時30分から午後 5 時15分まで (祝日・年末年始を除く)</p> <p><b>利用方法</b></p> <p>予約制(要登録) 障害福祉課 施設・就労支援グループ ☎(3985)8330 FAX(3981)4303</p>
<p><b>対 象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内在住で障害者手帳をお持ちの方・指定難病の認定を受けている方とその家族及び関係者</li> <li>・区内の就労移行支援事業所に通所している、障害のある方</li> </ul>	<p>・障害のある方・難病患者を雇用している、または 雇用を考えている区内事業主</p>



## ハローワーク池袋(池袋公共職業安定所)

内 容	障害者の職業相談・職業紹介、障害者向け職業訓練の案内・申込受付、職場定着支援	窓 口	ハローワーク池袋(本庁舎 4階) 専門援助第二部門 〒170-8409 東池袋3-5-13 ☎(3987)8609 部門コード41# FAX(3987)4456
費 用	相談は無料		

## 失業給付(雇用保険)

内 容	会社などで雇用されていた方が離職した場合、失業中の生活を心配しないで再就職活動ができるよう、一定の要件を満たせば、雇用保険の「基本手当(いわゆる失業給付)」を受けることができます。	窓 口	ハローワーク池袋(サンシャイン庁舎 3階) 雇用保険給付課 〒170-6003 東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル 3階 ☎(5958)8609 部門コード1# FAX(3987)5365
-----	--	-----	--

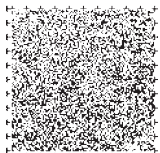
## 日本視覚障害者職能開発センター

目の不自由な方の就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練(生活訓練)、職業訓練の相談(要予約)を行っています。

所在地 (福)日本視覚障害者職能開発センター  
〒160-0003 新宿区四谷本塩町2-5  
☎(3341)0900 FAX(3341)0967

## 東京障害者職業センター

内 容	<b>〈障害者へのサービス〉</b> ①職業相談・職業評価 ②職業準備支援 <b>〈障害者と事業主の双方へのサービス〉</b> ①職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援 ②精神障害者職場復帰支援(リワーク支援) <b>〈事業主へのサービス〉</b> ①障害者の雇用管理に関する相談及び支援 ②雇用管理サポート講習会の実施 <b>〈関係機関へのサービス〉</b> 職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助	受付時間	平日午前8時45分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休み) ※相談は要予約
対 象	障害者、事業主、関係機関	所在地	東京障害者職業センター 〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階 ☎(6673)3938 FAX(6673)3948 リワークセンター東京 〒111-0041 台東区元浅草3-18-10 上野NSビル7階 ☎(5246)4881 FAX(5246)4882 <a href="http://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/index.html">http://www.jeed.go.jp/location/chiiki/tokyo/index.html</a>



## 公益財団法人 東京しごと財団

### 〈障害者の多様なニーズに対応した委託訓練〉

**内 容** 短期の公共職業訓練です。企業や民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等を活用して実施します。費用は無料。訓練手当、食費、交通費等の支給はありません。

**対 象** 以下の①～③のすべてを満たす方  
①障害者手帳をお持ちの方、または公的な判定書をお持ちの方  
②訓練を通じて就労する意思のある方で都内ハローワークで求職登録を済ませている方  
③訓練施設まで通所可能な方（e-ラーニングコースは都内在住で通所困難な方）  
※在職者訓練コースは、別途お問合せください。

**訓練科目** 知識・技能習得訓練コース（3か月以内）  
障害者向け日本版デュアルシステム（6か月以内）  
実践能力習得訓練コース（3か月以内）  
e-ラーニングコース（3～6か月以内）  
在職者訓練コース（3か月以内12～160時間）

### 〈障害者雇用就業総合推進事業〉

**事 業** 障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

**内 容** ●**職場体験実習**  
企業で働いた経験がない（少ない）、適正が分からないなど、企業で働くことへ

の不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害者を受入れたいと希望する企業等とのマッチングを図る場として、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。☎(5211)2682

### ●障害者雇用就業サポートデスク

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他障害者雇用に関する資料もご覧いただけます（職業紹介はしていません。事前予約制です。）。

飯田橋 月～金 午前9時～午後5時  
（東京しごとセンター 4階）

多摩 月・水・金曜日 午前9時～午後5時  
立川市柴崎町3-9-2立川駅南口東京都・立川市合同施設3F（東京しごとセンター多摩と同じ建物内）

☎(5211)5462（飯田橋・多摩共通）

### 所在地

公益財団法人東京しごと財団総合支援部  
障害者就業支援課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

東京しごとセンター4階

☎(5211)2681

ホームページ

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



10

職業・資金の貸付

## 東京障害者職業能力開発校

**内 容** 能力に応じた技能と基礎知識を身につけ、ハローワークと連携して就職の相談・支援を行います。

**対 象** 都立職業能力開発センターで職業訓練を受けることが困難な、身体障害者、知的障害者及び視覚障害者等

**科 目** ビジネスアプリ開発、ビジネス総合事務、グラフィックDTP、ものづくり技術、建築CAD、製パン、調理・清掃サービス、オフィスワーク（以上、身体障害者・精神障害者・発達障害者対象）、職域開発（精神障害者・発達障害者対象）、就業支援（身体障害者・精神障害者・発達障害者対象）、実務作業（知的障害者対象）、OA事務（重度視覚障害者対象）

**訓練期間** 1年（調理・清掃サービス科・オフィスワーク科・職域開発科は6か月、就業支援科は3か月）

**募 集** 毎年9月以降に募集（調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科及び就業支援科は年4回募集）

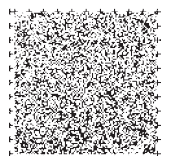
**費 用** 授業料無料

**所 在 地** 東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

☎042(341)1427 FAX042(341)1451

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>





## 国立職業リハビリテーションセンター

- 対 象**
- ①身体に障害のある方及び高次脳機能障害のある方  
〔身体障害者等〕  
身体障害者手帳をお持ちの方、または、身体障害者障害程度等級7級の判定を受けている方、または、身体の障害が障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害者に該当しない肝臓病、膠原病等の難病、低身長症等の疾病のある方  
〔高次脳機能障害のある方〕  
身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ脳外傷、脳血管障害等により生じた記憶、思考、理解、言語、判断等の機能障害を有すると診断を受けた方
- ②知的障害者  
愛の手帳を取得している方。または、公的機関で判定を受けた方
- ③精神障害者  
精神障害者保健福祉手帳を取得している方、または、医師から統合失調症、そううつ病、てんかんの診断を受けて

いる方(以上の方で、事前説明会に参加した方)

以上①②③のいずれかに該当し、以下すべての要件を満たしている方

- ・公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録している方
- ・訓練受講及び就職に意欲があり、職業訓練を受講することにより、職業的自立が見込まれる方
- ・国立職業リハビリテーションセンターに通所可能な方

**訓練科目** 機械技術科、電気・電子技術科、テクニカルオペレーション科、インテリアデザイン科、情報技術科、ビジネスマネジメント科、メディアビジネス科、職域開発科、職業実務科

**申請・窓口** (→43ページ)

身体障害者支援第一グループ  
身体障害者支援第二グループ  
東部障害支援センター  
西部障害支援センター

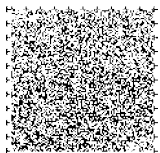
## たばこの小売販売業の許可

身体障害者手帳をお持ちの方が、小売販売業の許可を受けようとする時は、許可基準の緩和を受けることができます。

**窓 口** 日本たばこ産業(株) 東京支社 許可担当

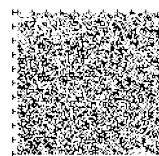
〒130-8603 東京都墨田区横川1-17-7

☎(6703)7704 FAX(3624)6120



## IT技術者在宅養成講座(重度身体障害者在宅パソコン講習)

内 容	就労に必要なIT技術、ビジネスマナーの習得 次のすべての条件にあてはまる方	費 用	年間60,000円
対 象	①都内在住で身体障害者手帳1～3級の方 ②外出が困難で一般の教育・訓練・就労 の機会が得にくい方 ③高校卒業程度の学力を持つ方 ④在宅で週4日以上、1日4～6時間程 度の学習時間が確保できる方	期 間	2年
		窓 口	東京コロニー 職能開発室 〒164-0001 中野区中野5-3-32 ☎(6914)0859 FAX(6914)0869 ホームページ <a href="https://www.tocolo.or.jp/syokunou/index.html">https://www.tocolo.or.jp/syokunou/index.html</a>



# 資金の貸付

## 生活福祉資金の一覧

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいらっしゃる世帯で、他の資金の借入れが困難な場合、かつ審査の上返済の見込みがあると判断された方に資金を貸付けます（貸付については種類により条件があります。）。

### 生活福祉の一覧

資金の種類	資金の目的	貸付対象世帯の目安			貸付限度額の目安	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
		低所得	障害者	高齢者					
生活福祉資金 福祉資金 福祉費	技能習得に必要な経費	○	○		【技能習得期間ごとに設定】 例 6ヶ月程度 1,100,000円 1年程度 2,000,000円	8年以内	6ヶ月以内	原則必要だが、無しでも可	保証人有なら無利子 無なら年1.5%
	生業を営むために必要な経費	○	○		障害者世帯 4,600,000円	9年以内			
	住居の移転等に必要な経費	○	○	○	500,000円	3年以内			
	就職の支度に必要な経費	○	○		500,000円	7年以内			
	住宅の増改築、補修等に必要な経費	○	○	○	2,500,000円	8年以内			
	福祉用具等の購入に必要な経費		○	○	1,700,000円	5年以内			
	障害者用自動車の購入に必要な経費		○		2,500,000円				
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○	○	○	1,700,000円					

○据置期間、返済期間等は資金の種類によって異なります。

○生活福祉資金には、このほか低所得の世帯を対象に、教育支援資金などがあります。

詳しくは窓口でお問い合わせください。

窓 口 豊島区民社会福祉協議会 総務課 ☎(6388)0055 FAX(5954)7105

## 自動車事故被害者に対する支援

### 〈交通遺児等への貸付〉

自動車事故で死亡した方または重度の後遺障害が残った方の児童(0歳から中学校を卒業するまでの遺児等)を対象に無利子で育成資金をお貸しします。

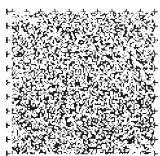
### 〈重度後遺障害者への介護料支給〉

自動車事故が原因で脳、脊髄または胸

腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

### 所在地

(独)自動車事故対策機構 東京主管支所  
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1  
アルカセントラルビル8F  
☎(3621)9941 FAX(3621)9944



# 講習会・レクリエーション・社会参加など

## 視覚障害者のための講習会

※無料（ただし、教材費、テキスト代は自己負担のこともあります。）

講習名	内容	対象	期日等	申込み・窓口
中途失明者 緊急生活訓練	点字・歩行・生活訓練等の 訪問指導を行う	原則として18歳以上の視覚 障害者で身体障害者手帳を お持ちの方（都内在住）		東京都盲人福祉協会 ☎(3208)9001 ※材料費等自己負担
家庭生活訓練	調理・生花・手芸・リズム 体操等の講習	家庭内での日常生活に著し い制限を受けている都内在 宅の視覚障害者		
盲青年等社会 生活教室	社会生活に必要な知識の習 得や体験・交流等	視覚障害のある青年及び高 齢者で身体障害者手帳をお 持ちの方（都内在住）		
パソコン教室	パソコン基礎	原則として18歳以上の視覚 障害者で身体障害者手帳を お持ちの方（都内在住）		パソコン教室専用 ☎(3208)9070 （月・水・金10:00～17:00） 教材費等自己負担
中途視覚障害者 点字教室	点字指導	中途視覚障害者の方	火	日本点字図書館 自立支援室 ☎(3209)0241 FAX(3200)4133
IT教室	音声ガイドによるパソコン 操作指導、iPhone操作	視覚障害のあるパソコン初 心者、iPhone初心者	水・木・金	日本点字図書館 自立支援室 ☎(3209)0241 FAX(3200)4133 費用:4,500円（1回90分 全3回）
教養講座	社会の動向や日常生活に役 立つ知識・技術を学ぶ	都内の視覚障害者その他関 心のある方	原則第4日 曜 日(4月を除く)	東京都教育庁 地域教育支援部生涯学習課 ☎(5320)6857 FAX(5388)1734
音楽教室	合唱を中心に楽器の練習・ 鑑賞等を行う	都内の視覚障害者	原則第3金曜 日(4月を除く)	

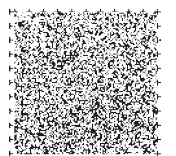
## 聴覚障害者のための講習会

※無料（ただし、教材費、テキスト代は自己負担のこともあります。）

講習名	内容	対象	期日等	申込み・窓口
中途失聴者 ・難聴者 手話講習会	手話の学習（基礎～日常会 話）4クラス（入門・初 級・中級・上級）	都内在住・在勤の中途失 聴・難聴の方	前期4～9月 後期10～3月 金曜日	東京都福祉局障害者 施策推進部企画課 ☎(5320)4147 FAX(5388)1413
読話講習会	口唇の読み取り、類似語、 会話の練習など	都内在住の18歳以上の中途 失聴者および難聴者で身体 障害者手帳をお持ちの方		東京手話通訳等派遣センター ☎(3352)3359 FAX(3354)6868
文化教養講座	絵画、英語、ヨガ、日本語 字幕付き映画上映、教養講 座や、交流サロンなど。開 催時期や回数などは講座に より異なります。詳細はお 問合せください。ホーム ページでもご覧いただけま す。 講座によって①一括申込 ②開催ごと申込がありま す。 （内容によって材料費、道具 代などが必要です。） 詳しくはお問合せください。	都内在住・在勤・在学の聴 覚障害者（身体障害者手帳 の有無問わず） 一部のプログラムは聞こえ る方も参加できます。		（福）聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3 ☎(6833)5004 FAX(6833)5005 Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp URL http://www.jyoubun-center. or.jp/
社会教養講座	社会の動向や日常生活に役 立つ知識・技術などを学ぶ	都内の聴覚障害者その他関 心のある方		東京都教育庁 地域教育支援部生涯学習課 ☎(5320)6857 FAX(5388)1734
手話で学ぶ 文章教室	生活に役立つ国語力や文章 力を学ぶ	都内の聴覚障害者	前期5～9月(夜) 後期10～2月(昼) 水曜日	
コミュニケー ション教室	コミュニケーションに関す る様々なことを学ぶ	都内の聴覚障害者その他関 心のある方		

11

講習会・レクリエーション・社会参加など



# 音声・言語障害者のための講習会

## 吃音と上手に付き合うための吃音者講習・ピアカウンセリング

内 容	吃音(ことばがどもる事)についての学習会、スピーチ練習、ピアカウンセリング等	窓 口	(一社)東京言友会 〒170-0005 南大塚 1-30-15 ☎(3942)9436 ホームページ <a href="http://www.tokyo-gennyukai.jimdo.com/">http://www.tokyo-gennyukai.jimdo.com/</a> Eメール tokyogen@nifty.com
対 象	都内在住、在勤(学)する15歳以上の吃音者		
費 用	無料(ただし、テキスト代は自己負担)		

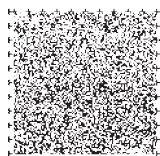
## 喉頭摘出者発声訓練

内 容	・同じ障害をもつ訓練士の指導により、 食道発声法を中心に電気式人工喉頭による発声訓練、及びシャント式発声訓練 ・週3回(火・木・土)、年100回以上開催	窓 口	(ただし、教材費は自己負担) (公社)銀鈴会 〒105-0004 港区新橋 5-7-13 ビュロー新橋901 ☎(3436)1820 FAX(3436)3497 ホームページ <a href="https://www.ginreikai.net/">https://www.ginreikai.net/</a> E-mail office@ginreikai.or.jp
対 象	疾病等で喉頭を摘出し発声機能を失った方		
費 用	入会金10,000円、年会費3,000円		

# その他の講習会など

## 人工肛門・人工膀胱造設者への講習会

内 容	外科医、オストメイト認定看護師の講習会です。 手術方法、術後の注意事項、ストーマ装具管理 健康、食事等生活全般について。 グループミーティング、質疑応答など 東京都開催の社会適応訓練事業は年8回開催しております。 各区ごとの地域集会もありますのでホームページ等をご覧ください。	窓 口	(公社)日本オストミー協会 東京支部 〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-45-5 新宿永谷ビル603 電話(5272)3550 FAX(5272)3550 ホームページ <a href="http://www.ostomy.jp/tokyo/">http://www.ostomy.jp/tokyo/</a> Eメール grbcq621@movie.ocn.ne.jp
対 象	会員、未会員、家族、介護士、他		
費 用	無料(テキストはありません。)		



# レクリエーション・社会参加など

## 区が主催するレクリエーション・余暇事業

※無料(ただし、教材費、テキスト代は自己負担のこともあります。)

講習名	内容	対象	日程	窓口
土曜余暇教室	ボランティアとの交流やレクリエーション、外出行事などの社会参加の機会を提供します。	区内在住の18～65歳未満の重度心身障害者の方※医療行為を必要とせず、グループでの活動が可能な方。つばさCLUBとの併用はできません。	登録制 月1回土曜日	心身障害者福祉センター ☎(3953)2811 FAX(3953)9441
豊島区 日曜教室 (つばさCLUB)	外出やレクリエーションなどとおして、仲間とともに学びあい交流を深めながら、余暇活動の充実を図ります。	区内在住・在勤で18歳以上の中軽度知的障害者(愛の手帳3・4度相当)の方	登録制 (参加費年間6,000円) 月1・2回 日曜日	学習・スポーツ課 生涯学習グループ ☎(4566)2762 FAX(3981)1577

## 親子ふれあい助成

**内 容** 宿泊施設の利用や、観劇・レクリエーションなどに参加した際の費用の一部を助成します。

- ※①年度内2回の申請  
②年度内1回の申請

**対 象** ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの児童と付き

添い1名

②ひとり親家庭の児童

※いずれも本年度中に18歳に到達する子を含む

**窓 口** 豊島区民社会福祉協議会 豊島ボランティアセンター  
☎(3984)9375 FAX(3981)2946

## 東京都障害者休養ホーム

**内 容** 指定施設一覧の宿泊施設を利用したとき、年度内2泊まで助成します。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させていただく場合があります。

**対 象** 都内に在住する身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの方(利用者1人につき1人)

**助 成** 大人6,490円 小学生以下5,770円、付添者(大人)3,250円まで

**利用方法** ①宿泊施設に電話予約をし、日本チャリティ協会に予約済の連絡をします。  
②申込用紙を送ると、同会から利用券が

送られてきます。

③利用券と手帳を宿泊施設に呈示し、自己負担額(利用料から助成金を差し引いた額)を支払います。

※指定施設一覧、申込用紙は、東西障害支援センター、社会福祉協議会、障害福祉課でも配布しています。

**締 切** 個人……利用日の2週間前まで  
団体……利用日の3週間前まで

**窓 口** (公財)日本チャリティ協会  
〒160-0004 新宿区四谷1-19  
アーバン四谷ビル4階  
☎(3353)5942 FAX(3359)7964

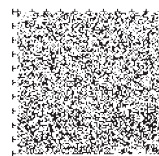
## 宿泊施設利用料 ※令和3年4月より完全民営化。協定により利用料減額あり。

**内 容** 宿泊料金が割引になります。  
※現地にて利用料金支払い時、手帳を呈示

**対 象** 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの方1名(いずれも豊島区在住・在勤・在学)

**申込窓口** ①山中湖秀山荘予約コールセンター  
☎0570(038)489  
FAX 0555(62)6071  
受付時間 9時～20時(年中無休)  
インターネット予約  
<https://www.syuuzanso.com>

②猪苗代四季の里予約コールセンター  
☎0570(038)489  
FAX 0242(63)1590  
受付時間 9時～20時(年中無休)  
インターネット予約  
<https://www.shiki-no-sato.com>



## 区立体育館・プールの使用料

**内 容** 区内に住民登録があり、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に「豊島区立体育施設使用料免除承認証」を発行します。

区内の体育施設を個人で使用する場合は使用料が免除になります。

※有効期限…発行の日から3年間(ただし、手帳に有効期限がある場合は、その期限内。更新時は、新しい手帳をお持ちください。)

**対象施設** 巣鴨体育館……………☎(3918)7101  
 巣鴨3-8-7  
 豊島体育館……………☎(3973)1701  
 要町3-47-8

雑司が谷体育館……………☎(3590)1252  
 雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター3・4階  
 総合体育場……………☎(3971)0094  
 東池袋4-41-30  
 池袋スポーツセンター……………☎(5974)7262  
 上池袋2-5-1 健康プラザとしま8~11階  
 南長崎スポーツセンター  
 南長崎4-13-5 ☎(5988)9270

### 承認証発行に必要なもの

手帳

### 申請窓口

各体育施設  
 学習・スポーツ課  
 障害福祉課 身体障害者支援第一グループ  
 身体障害者支援第二グループ

## 東京都障害者スポーツセンター

**内 容** スポーツ・レクリエーションを通じ、障害のある人の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用スポーツ施設です。体育館・プール・卓球室・トレーニング室・運動場・庭球場・洋弓場などのスポーツ施設のほか集会室・宿泊施設も併設しています。(運動場、庭球場、洋弓場などの屋外施設は障害者総合スポーツセンターのみ)障害のある人がいつひとりで来ても気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ事ができます。詳しくはお問い合わせください。

**対 象** ①障害者手帳をお持ちの方とその介護者  
 ②障害者手帳交付者と同程度の障害を有する方

**利用時間** ③障害者の福祉増進を目的とする団体  
 午前9時～午後8時50分(スポーツ施設により利用時間が異なります。)

**使用料** 無料(但し宿泊施設は有料です。)  
**受 付** 個人利用は利用登録後、団体利用・宿泊施設利用は予約制。3ヶ月前から来館またはTEL・FAXにて予約できます。

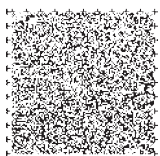
**休 館 日** 水曜日、祝日の翌日、年末年始  
**窓 口** 詳細は下記へお問い合わせください。  
 ◎東京都障害者総合スポーツセンター  
 〒114-0033 北区十条台1-2-2  
 (王子、池袋駅/西巣鴨駅経由無料送迎バスあり)

☎(3907)5631 FAX(3907)5613  
 ホームページ

<https://tsad-portal.com/mscd>

◎東京都多摩障害者スポーツセンター  
 〒186-0003 国立市富士見台2-1-1  
 (国立、谷保駅より無料送迎バスあり)  
 ☎042(573)3811 FAX042(574)8579  
 ホームページ

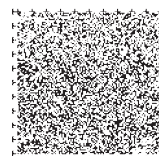
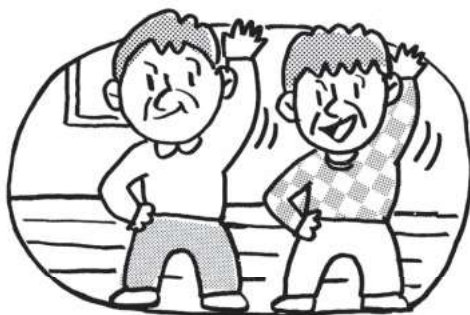
<https://tsad-portal.com/tamaspo>



# 区の行事など

※無料

講習名	内容	対象	期日等	申込み・窓口
盆踊り大会	地元町会と共催で行います。各種模擬店なども出ます。	どなたでも	7月	心身障害者福祉センター ☎(3953)2811 FAX(3953)9441
スポーツのつどい	障害のある方と楽しいスポーツを体験しましょう。	区内在住の障害のある方とその家族・区民	10月	障害福祉課管理・政策推進グループ ☎(3981)1766 FAX(3981)4303
さくらんぼまつり	障害者の自立を支援する施設で、発表や模擬店などにぎわうお祭りです。	どなたでも	11月	福祉ホームさくらんぼ ☎(5396)9581 FAX(5396)9105
ふくし健康まつり	自主製作品販売、バザー、模擬店など内容豊富です。	どなたでも	12月	豊島区民社会福祉協議会 ☎(3984)9375 FAX(3981)2946 障害福祉課管理・政策推進グループ ☎(3981)1766 FAX(3981)4303
もちつき大会	地元町会と共催で行います。ミニコンサート等予定	どなたでも	12月	心身障害者福祉センター ☎(3953)2811 FAX(3953)9441
ときめき想造展	障害のある方が制作した美術作品(絵画・書・写真・造形等)を募集し、展示します。	区内在住・在勤・在学または区内の施設に通所・入所している障害のある方	3月	障害福祉課管理・政策推進グループ ☎(3981)1766 FAX(3981)4303





# 選挙

## 代理投票制度

**内 容** 本人に代わって、投票所の係員が代筆します。  
**対 象** 体の不自由な方等で代理での投票を希望される方

**利用方法** 本人が各投票所で係員にお申し出ください。  
 (投票の秘密は守られますのでご安心ください)  
**窓 口** 豊島区選挙管理委員会事務局  
 ☎(4566)2821 FAX(3981)4606

## 点字投票制度

**対 象** 視覚障害者で点字での投票を希望される方  
**利用方法** 本人が各投票所で係員にお申し出ください。

**窓 口** 豊島区選挙管理委員会事務局  
 ☎(4566)2821 FAX(3981)4606

## 郵便等による不在者投票制度

**内 容** 投票日当日に投票所に行くことが困難な方は、自宅などで投票(郵便による不在者投票)ができます。  
**対 象** 下記の表に該当している身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、自署できる方

なお、下の利用方法(3)代理記載制度①、②に該当する方は、郵便等投票証明書交付の申請(書)、代理記載人の届出(書)や、投票用紙への候補者氏名等の記入等、本人にかわって代理人が記載できます。

身体障害者手帳	両下肢の障害 体幹機能障害 移動機能障害	1級又は2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級又は3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢の障害 体幹機能障害	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

**利用方法** (1)事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。  
 (2)投票用紙等は投票日当日の4日前までに請求してください。  
 (3)代理記載制度  
 郵便等投票証明書の交付を受けていて、右記の①または②に該当する方は、あらかじめ届け出た者(選挙権を有する者に

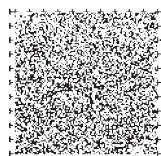
限る)に投票を記載させることができます。

①身体障害者手帳…上肢または視覚の障害の程度が1級  
 ②戦傷病者手帳…上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで  
**窓 口** 豊島区選挙管理委員会事務局  
 ☎(4566)2821 FAX(3981)4606

## 「選挙のお知らせ」に点字シール

**内 容** 「選挙のお知らせ」の封書及び「選挙のお知らせ」に、「これは選挙の入場整理券です」との点字シールを貼り、他の郵

便物と区別します。  
**対 象** 視覚障害者の方で点字シールが必要な方  
**窓 口** 豊島区選挙管理委員会事務局  
 ☎(4566)2821 FAX(3981)4606



# 人材の養成・ボランティアなど

## 豊島ボランティアセンター

内 容	ボランティア活動・市民活動を広く推進し、応援していくためのさまざまな事業・連絡調整を行っています。 ボランティア活動をしたい方やボランティアの協力を求めている方からの相談対応および市民活動に関する相談や情報提供を行っています。	窓 口	豊島区民社会福祉協議会 豊島ボランティアセンター ☎(3984)9375 FAX(3981)2946 Eメール tomonii@t.toshima.ne.jp
-----	--	-----	--

## リボンサービス協力会員

内 容	①家事援助 ②外出支援 ③話し相手 など	謝 礼	① 1時間 700円 ②時間外 1時間 875円 ③ゆうちょ銀行口座(自動受取り)によりお支払い
対 象	18歳以上の健康な方で、地域福祉に理解があり、サービス活動に協力できる方 ※会費はありません。	登 録	協力会員として登録します。 ※研修を行っています。
時 間	平日午前9時～午後5時まで(原則) 休日、夜間も可能な限り対応	窓 口	豊島区民社会福祉協議会 リボンサービス担当 ☎(3981)9250 FAX(3981)2946

## リボンサービス賛助会員

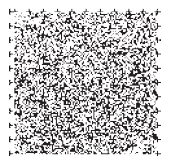
対 象	事業の趣旨に賛同し、経済的に援助してくださる方 会費 年額 1口 1,000円	リボンサービス担当 ☎(3981)9250 FAX(5950)1239 ※サービスを必要とする利用会員については(→83ページ)	
窓 口	豊島区民社会福祉協議会		

## ハンディキャブの運行(リフト付乗用自動車)運転協力者

対 象	自動車運転免許を現有し福祉に理解をもって協力してくださる方(第2種運転免許を所持していない方は、国土交通大臣が認定する講習受講が必要になります。) ※会費はありません。	保 険 窓 口	保険料は社会福祉協議会で負担します。 豊島区民社会福祉協議会 ハンディキャブ担当 ☎(5396)4954 FAX(3981)2946 ※ハンディキャブの運行については(→88ページ)
謝 礼	1時間 700円		

## ボランティア活動団体への支援協力等

内 容	ボランティア活動を行う団体に対し活動室や機材の貸出、および情報提供などの支援協力を行っています。 また、各種助成金情報も提供しています。	窓 口	豊島区民社会福祉協議会 豊島ボランティアセンター ☎(3984)9375 FAX(3981)2946
-----	---	-----	--



## 手話講習会

### 内 容

区分	講習内容	回数
入門コース	手話経験のない方を対象に手話の基礎知識の習得と聴覚障害者に対する理解を深める	37回
応用コース	手話技術の習熟と手話を通してボランティアの養成をはかり、豊島区登録手話通訳者をを目指す人材を育成する	37回
専門コース	より高度な手話技術の習得と豊島区登録手話通訳者認定試験受験にむけて技術向上を計る	37回

※上記以外に登録手話通訳者認定試験受験に向けての養成コースがあります。

**対 象** 15歳以上の区内在住、在勤・在学の方

**窓 口** (入門・応用・専門コースに関する事) 障害福祉課 心身障害者福祉センター

☎(3953)2811 FAX(3953)9441

(養成コースに関する事) 障害福祉課 管理・政策推進グループ ☎(3981)1766 FAX(3981)4303

## 手話通訳者の養成

**対 象** 東京都に居住又は都内在勤・在学の方、聴覚障害者の福祉に理解と熱意をもち、講習修了後、都内で手話通訳活動のできる方

**窓 口** 東京手話通訳等派遣センター  
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27  
第3ヒカリビル 5F  
☎(3352)3335 FAX(3354)6868

**費 用** 無料(ただし、教材費は自己負担)

## 要約筆記者の養成

**対 象** 東京都に居住又は都内在勤・在学の方、聴覚障害者の福祉に理解と熱意をもち、講習修了後、都内で活動のできる方

**窓 口** 東京手話通訳等派遣センター  
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27  
第3ヒカリビル 5F  
☎(3352)3359 FAX(3354)6868

**費 用** 無料(ただし、教材費は自己負担)

## 点訳・朗読(音訳)奉仕員指導者、専門点訳奉仕員の養成

**対 象** 視覚障害者の福祉に理解と熱意をもち、点訳・朗読(音訳)に関する知識と経験があり、講習終了後、都内で指導活動または奉仕活動に参加できる方

**窓 口** 日本視覚障害者団体連合(旧日本盲人会連合)点字図書館  
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2  
☎(3200)6160 FAX(3200)7755

**費 用** 無料(ただし、教材費は自己負担)

## 国立障害者リハビリテーションセンター

**養成部門** 言語聴覚学科、義肢装具学科、視覚障害学科、手話通訳学科、リハビリテーション体育学科の5つの学科

**窓 口** (→43ページ)  
身体障害者支援第一グループ  
身体障害者支援第二グループ  
東部障害支援センター  
西部障害支援センター

**終業年限** 学科によって終業年限が異なります(詳しくはお問い合わせください。)

